

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金実施要領</b></p> <p>(第1 省略)</p> <p>第2 補助対象事業</p> <p>1 要綱第3条の「知事が別に定める要件」とは、次の全てを満たすものとする。ただし、事故、災害等、真にやむを得ないと県が認める理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 3回以上の連続講座であること。</p> <p>(2) 連続講座の実施回数の8割以上の回に出席した受講者（同一の者）が3名以上（同じ法人・団体等に属する受講者は、原則1名とみなして算定）いること。</p> <p>ただし、講座を欠席した場合であっても、事業実施主体における補講等により、欠席した講座と同等程度の知識を習得すること<b>が</b>できた場合は、出席したものとみなすことができる。この場合において、事業実施主体は、当該補講等の実施方法等について、事前に県に協議しなければならない。</p> <p>(3) 視察研修の実施にあつては、講師等が同行し、視察ポイントの解説を行う等により、その効果が十分に確保できるものであること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象としない。</p> <p>(1) 専門技術の習得又は資格取得のみを目的とするもの</p> <p>(2) 1事業者の役職員のみが受講するもの</p> <p>(3) 事業実施主体が市町村等である場合に、その職員のみが受講するもの</p> <p>(4) 事業実施主体が地域団体又は任意団体である場合に、その構成員（組合員、会員等）以外の者の受講を認めないもの</p>	<p style="text-align: center;"><b>高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金実施要領</b></p> <p>(第1 省略)</p> <p>第2 補助対象事業</p> <p>1 要綱第3条の「知事が別に定める要件」とは、次の全てを満たすものとする。ただし、事故、災害等、真にやむを得ないと県が認める理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 3回以上の連続講座であること。</p> <p>(2) 連続講座の実施回数の8割以上の回に出席した受講者（同一の者）が3名以上（同じ法人・団体等に属する受講者は、原則1名とみなして算定）いること。</p> <p>ただし、講座を欠席した場合であっても、事業実施主体における補講等により、欠席した講座と同等程度の知識を習得することできた場合は、出席したものとみなすことができる。この場合において、事業実施主体は、当該補講等の実施方法等について、事前に県に協議しなければならない。</p> <p>(3) 視察研修の実施にあつては、講師等が同行し、視察ポイントの解説を行う等により、その効果が十分に確保できるものであること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象としない。</p> <p>(1) 専門技術の習得又は資格取得のみを目的とするもの</p> <p>(2) 1事業者の役職員のみが受講するもの</p> <p>(3) 事業実施主体が市町村等である場合に、その職員のみが受講するもの</p> <p>(4) 事業実施主体が地域団体又は任意団体である場合に、その構成員（組合員、会員等）以外の者の受講を認めないもの</p>

新	旧
<p>第3 事業実施主体</p> <p>1 産業振興を目的に設立されたと認められる法人であって、出資者の過半数が地域住民で構成されるものは、要綱第4条第2号に規定する「一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体」とみなすものとする。</p> <p>2 要綱第5条第3号に規定する「任意団体」とは、3以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体であって、次のすべてに該当するものをいう。</p> <p>(1) 補助事業において、産業振興に資する取組を行うもの</p> <p>(2) 規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、当該補助事業に関する予算、決算及び会計処理が行われることが保証されているもの</p> <p>(第4～第8 省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、平成27年10月21日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成31年4月3日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>(別表第1 省略)</p>	<p>第3 事業実施主体</p> <p>1 産業振興又は地域振興を目的に設立されたと認められる法人であって、出資者の過半数が地域住民で構成されるものは、要綱第4条第2号に規定する「一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体」とみなすものとする。</p> <p>2 要綱第5条第3号に規定する「任意団体」とは、3以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体であって、次のすべてに該当するものをいう。</p> <p>(1) 補助事業において、産業振興又は地域振興に資する取組を行うもの</p> <p>(2) 規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、当該補助事業に関する予算、決算及び会計処理が行われることが保証されているもの</p> <p>(第4～第8 省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、平成27年10月21日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成31年4月3日から施行する。</p> <p>(別表第1 省略)</p>